

河川整備計画策定を進める体制について(案)

1. 流域委員会に係る検討体制と検討の流れ

(1) 流域委員会の役割

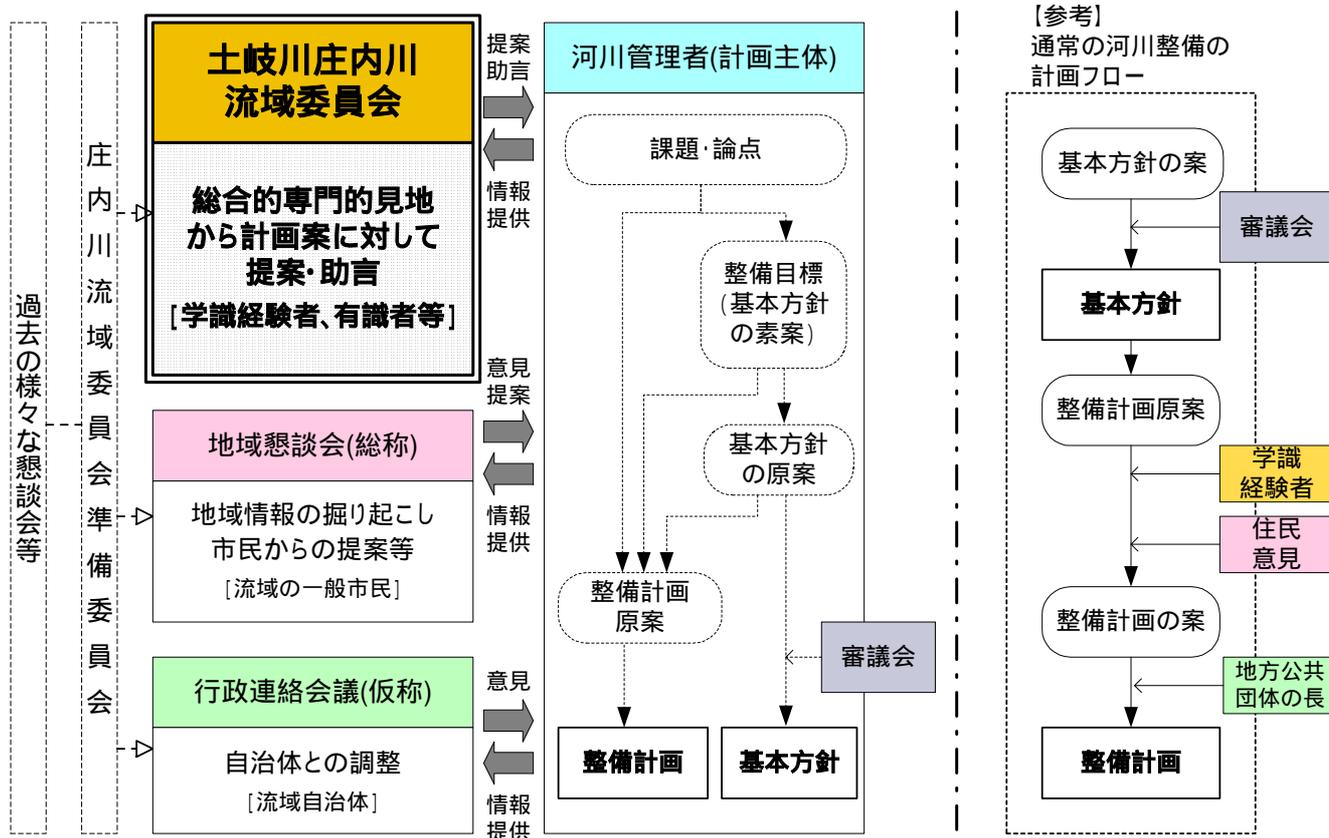
河川管理者（計画主体）が河川整備計画をとりまとめ、決定する（河川法 16 条の 2）ために意見をいただくための組織です。

(2) 流域委員会に係る組織体制

土岐川庄内川流域委員会のほか、流域住民の意見把握を目的とした地域懇談会と地元市町との連絡・情報交換を実施する行政連絡会議(仮称)があり、助言、提案、意見等をいただくことにしています。なお、場合により、流域委員会から各組織に意見等を求めることも可能です。

(3) 河川整備計画決定までの流れ

河川管理者は、整備計画の策定の過程において、土岐川庄内川流域委員会から助言等をいただきます(法 16 条 2 の 3)。また、地域懇談会(総称)を通して、関係住民の意見を反映させる措置も講じます(法 16 条 2 の 4)。さらに行政連絡会を通して、流域市町との調整を図ります。



2. 地域懇談会のあり方

(1) 地域懇談会について

1) 役割

地域懇談会は、計画に必要な様々な地元の情報や提案をいただく場としての役割を担います。

2) 位置づけ

同じ流域内でも、河川に関わる問題点や課題は地域ごとに異なり、また個人の価値観によっても、多岐に渡ると想定されます。そのため、計画づくりに関する情報提供を行い、意見を集めるだけでなく、流域住民や団体が自由かつ自主的ルールに則り議論することにより、地域に潜んでいる課題や要望等を掘り起こしていただくための場として位置づけます。

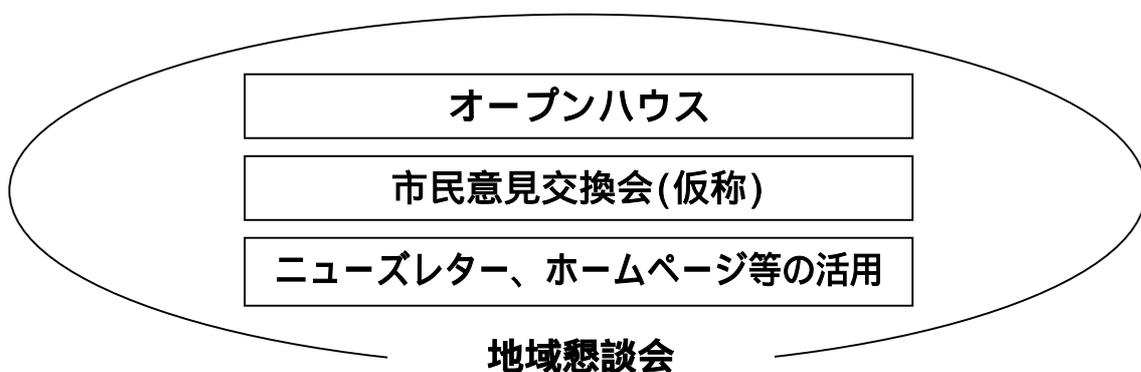
3) 構成

地域懇談会は、「オープンハウス」、「市民意見交換会(仮称)」、「ニュースレター、ホームページ等の活用」により構成されます。

「オープンハウス」: 土岐川庄内川流域委員会、河川管理者からの計画検討に関する情報を提供し、地元情報等に関する意見等をいただく場。
また、市民意見交換会(仮称)への参加呼びかけを行う。

「市民意見交換会(仮称)」: 既存の地元 NPO 等の団体や流域住民(オープンハウスで参加呼びかけ)が集まり、意見交換を行う場。

「ニュースレター、ホームページ等の活用」: 計画検討に関する情報の提供や地元情報等に関する意見等をいただく機会(媒体)。

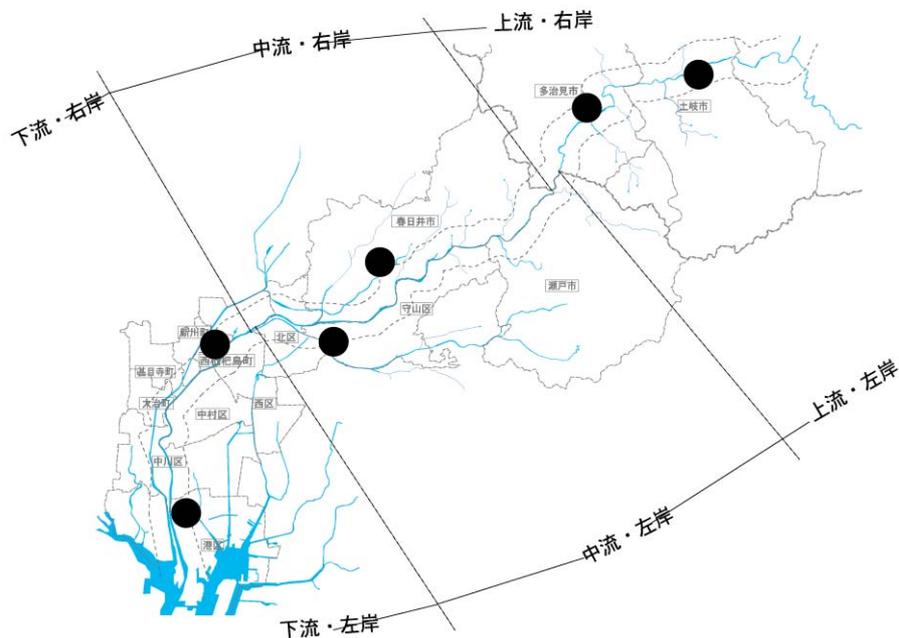


(2) オープンハウスの概要

河川整備計画の検討の流れ(テーマの節目毎に)にあわせて開催し、寄せられた意見や提案等は、意見集としてとりまとめ、整備計画の検討の材料として用いられることになります。

また河川管理者がそれらの意見を取りまとめて土岐川庄内川流域委員会に提示します。

立地条件(土岐川庄内川の近傍の住民が集まりやすい場所:ショッピングセンターや公共施設) 施設の収容能力(展示あるいは集会スペースの確保) 地理的なバランス等を考慮して、6会場(上・中・下流/右・左岸に1会場)程度を想定して計画しています。



図：オープンハウスの実施場所の候補地

試行的に実施したオープンハウスの模様



春日井市役所(H15.3)



め～てれ春まつり(H15.4)

(3) 市民意見交換会(仮称)の概要

流域内で活動しているNPO等の団体や河川整備に感心のある個人(オープンハウス等での呼びかけによる参加希望者)が任意でメンバー登録して、河川整備に関する地元の情報や提案について意見を自由に交換することを目的とします。

流域住民が発言できる機会を創出して、土岐川庄内川の将来像に対するニーズ・意向をいただく場と位置づけて、河川管理者が気付かない市民ならではの課題・論点の発見、アイデア提案の場としての役割を担います。

土岐川庄内川の整備や地域の将来を見通して、打ち解けて話し合うことができる場を創ることを目指して、第三者(ファシリテータースタッフ)を配置して、提案やアイデアを河川整備に活かせるように工夫するとともに、参加者の方々の総意で話し合いのルールや、活動方針が自由に形成されていくことを期待します。

(4) ニュースレター、ホームページ等の活用

今後作成予定のコレカラプロジェクトHP(仮称)などを活用し、検討に関する情報の提供や地元情報等に関する意見等をいただく機会を河川管理者が提供していきます。

また、河川管理者が発行するニュースレター「土岐川庄内川コレカラプロジェクトニュース」を継続して、円滑な情報提供に努める一方、土岐川庄内川流域委員会ニュースレター(仮称)や、市民意見交換会(仮称)が独自に発行するニュースレターなどの発行により情報提供を行っていくことも今後検討していきます。